

●申請・交付の流れ

補助金交付までの一般的な流れは次のようになります。

申請を希望される場合は、手続きを始める前に、生涯学習課までご相談ください。

手続き	いつまでに (期限)	提出の必要な書類
(1) 交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・事業着手前 注) 交付決定前に事業に着手したものは補助対象となりません	中野市文化財保護事業補助金交付申請書 (様式1号) 関係書類 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び位置図 (該当文化財の状態がわかる写真、位置図) ・事業に係る設計書、設計図及び見積書並びに事業の内容、実施の方法を詳細に記載した書類 (事業の内容及び方法を詳細に記載したもの) ・収支予算書 (任意様式) ・事業に要する経費に関する会議録、定款、規約等に定める手続を経たことを証する書類 (申請者が法人、団体である場合)
(2) 審査・交付決定 (申請の取下げ)	(通知) <ul style="list-style-type: none"> ・規則第6条第1項の規定による申請の取下げは、交付の可否についての通知 (交付決定通知書) を受けた日から14日以内 	
(3) (事業の変更・中止・廃止)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を変更・中止・廃止する必要が生じた後すみやかに 	中野市文化財保護事業変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第2号) (補助金額を変更せず経費の配分のみの変更、補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更の場合、提出は必要ない。)
(4) 事業完了・実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日まで 	中野市文化財保護事業実績報告書 (様式第3号) 関係書類 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施経過及び成果を示す写真 ・収支決算 (見込) 書 (任意様式) ・経費の支払を証する書類 (支払い証明書、受領書、領収書写し等)
(5) 補助金の額の確定	(通知)	
(6) 補助金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額の確定通知後すみやかに 	中野市文化財保護事業補助金交 (概算払) 請求書 (様式第4号)